

平成25年9月19日

岐阜大学 学長 森 秀樹 殿

岐阜大学職員組合中央執行委員長 土岐 邦彦

給与および退職手当減額に関する団体交渉要求書

厳しい状況の折、日頃の大学運営に対するご尽力に感謝を申し上げます。

さて、昨年度から行われている国家公務員給与削減特例法に準じた給与減額支給措置は、今年度も継続して行われています。月々数万円の給与減額は、職員の家計にとって大きなダメージとなっています。また、退職手当引き下げ措置も、重大な不利益変更をもたらすものであり、職員の退職後の人生設計に甚大な支障を与えます。

平成24年度の国立大学法人運営費交付金配分額および平成25年度の同交付金配分予定額は、現時点において確定しており、具体的な数値に基づいた交渉ができる状況です。しかしながら、前回の団体交渉要求に対しては、交渉の実現はおろか、「回答」（平成25年4月22日付け）においても具体的な数値の提示すらありませんでした。

以上の状況を受けるとともに、岐阜県労働委員会への申立に関わる一連のやりとりを鑑み、さらには、職員組合役員の就任挨拶（昨年10月）の際に「心は一つです」と森学長が述べられたことを思い起こして、岐阜大学職員組合は改めて団体交渉を申し入れます。要求事項は、以下の通りです。9月25日までにこの申し入れに対して何らかの回答をすること、そして、速やかに団体交渉を実行することを要求します。

要求事項：

- ・ 平成24年度に減額した給与を職員に返還すること。また、平成25年度の給与減額支給措置を中止する、あるいは減額率を緩和すること。
- ・ 上記事項と関連して、平成24年度に減額した給与総額および平成25年度に減額する給与の見込額、平成24年度に減給措置に伴って発生した（平成25年度に発生すると予想される）、掛金・保険金等（福利厚生費）の事業者負担の余剰額を提示すること。
- ・ 給与減額措置に応じた平成24年度および平成25年度運営費交付金減額の算出根拠を詳細に提示すること。関連して、前回の団体交渉要求書に対する「平成25年4月22日付け回答」内にある「国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を算定し、運営費交付金から削減する」「国家公務員に準じて削減された積算額が、運営費交付金の削減額となり」について、具体的にどのように「給与削減相当額」や「積算額」が算定されたのか、その根拠となる数値データや過程も含めて、説明すること。
- ・ 12月期勤勉手当および期末手当を満額支給、あるいは減額率を緩和して支給すること。
- ・ 退職手当の調整率を引き下げ前の率に戻す、あるいは可能な限り引き下げ幅を緩和すること。上記事項と関連して、岐阜大学独自に退職手当の調整率を設定できないとする具体的な財源的根拠や検討過程を示すこと。
- ・ 給与および退職手当減額に対する代償措置について、改めて検討し、実施すること。例えば、入試業務手当の増額といった「職員の懐」への直接的な還元方法を検討すること。

以上